

主要農作物種子法廃止に際し、日本の種子を保全する積極的な施策を求める意見書

戦後の日本の食と農を支えてきた主要農作物種子法（以下、「種子法」という。）が、本年3月31日をもって廃止となりました。

種子法は、昭和27年に戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、国・都道府県が主導して、優良な種子の生産・普及を進める必要があるとの観点から制定されました。同法に基づき、これまで滋賀県は高品質な原種・原原種の生産・供給や県の主要農産物である米・麦・大豆の品種開発、品質の向上など、地域農業の振興に大きな役割を果たしてきました。

また、近江米の生産振興を担う種子生産については、生産量の約75%を東近江市の農家等で生産供給されており、種子更新率向上にも十分応え得る優良種子生産のため、半世紀余になる豊富な経験をもって、日々、意識高揚・技術向上に研鑽されておられます。

種子法の廃止は、米、麦、大豆の種子を100%国産で賄うことを維持してきた法的根拠とその財源が失われることとなります。とりわけ基幹作物としての米は、価格面、優良品種の維持や開発、品種の多様性などの面で危機的な影響を受けることが懸念されます。

さらに、本案廃止法と並行して成立した「農業競争力強化支援法」においては、種苗に関する知見と施設をすべて民間に積極的に提供すること、また銘柄の集約の取り組みを促進することも定められています。このことは、大手資本参入による品種の淘汰、独占が起ることが危惧されています。また、長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されており、本市の農業・農家、そして消費者にも重大な問題であります。

種子法廃案の審議過程において、参議院での付帯決議が採択されたように、種子は農業の基本的な農業資材であり、国家の食料安全保障の基盤を担っているため、今後も万全を期していく必要があります。

以上のことから、東近江市議会は、国会及び政府、滋賀県に対し、以下の事項を強く要望します。

記

- 1 政府においては、種子法廃止に伴って都道府県に財政的な影響が生じないよう対策を講じることを求める。また、主要作物の種子に関する技術が安易に国外に流出することなど、わが国の食料安全保障体制が揺らぐことのないよう、十分留意されたい。

- 2 国会においては、主要農作物の種子のあり方をつぶさに監視し、場合によっては種子法に代わる新たな立法を検討していただきたい。
- 3 滋賀県においては、これまで種子法を根拠として実施してきた施策が後退することがないように、予算や人員を確保されたい。また、滋賀県水稻、麦類および大豆の種子供給に係る基本要綱の条例化を図られたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月28日

滋賀県東近江市議会議長 市 木 徹

(提出先)
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
滋賀県知事